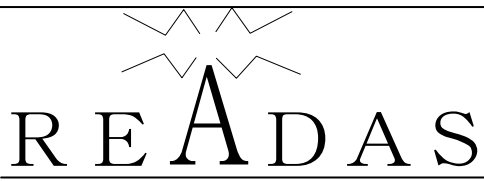


第 4788 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 8月 8日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

◇ グリーン投資減税の改正

Q：グリーン投資減税が、平成25年度の税制改正で改正されたとか。どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

グリーン投資減税とは、青色申告法人が、以下の新品のエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得等して、これを1年以内にその国内法人の事業の用に供した場合に特別償却または税額控除が受けられるというものですが、今年度の税制改正で、補助金を受けた場合にはこの制度の適用ができなくなりました。

①エネルギーの有効な利用の促進に著しく資する機械その他の減価償却資産で次に掲げるもののうち一定のもの

- イ) 太陽光又は風力の利用に資する機械その他の減価償却資産
- ロ) 化石燃料以外のエネルギー源の利用に資する機械その他の減価償却資産
- ハ) エネルギー消費量との対比における性能の向上に資する機械その他の減価償却資産のうち電気及び熱の効率的な利用に資するもの
- ニ) エネルギー消費量との対比における性能の向上又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減に資する機械その他の減価償却資産

② 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で建築物の室内の温度、エネルギーの使用の状況等に応じた空気調和設備、照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使用量の削減に資するもののうち一定のもの

